

健康保険法等の改正等について

この度「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の一部施行に伴い、下記について、健康保険法等が改正されますのでお知らせいたします。

記

1. 傷病手当金に関する改正（令和4年1月1日施行）

【改正の要旨】

傷病手当金の支給期間について、その支給を始めた日から通算して1年6月間の総支給日数が支給されることとなります。出勤等に伴い傷病手当金が支給されない期間がある場合、その期間を延長し、支給期間が通算して1年6月に達するまで傷病手当金が支給されることとなります。

改正後の規定は、令和3年12月31日において、支給が始まった日から起算して1年6月を経過していない傷病手当金（令和2年7月2日以降に支給開始された傷病手当金）について適用されます。

※ 改正内容については別紙のとおりリーフレットも添付しております。

2. 任意継続被保険者に関する改正（令和4年1月1日施行）

【改正の要旨】

資格喪失事由に「**任意継続被保険者からの申出**」が追加されます。令和4年1月1日以降、任意継続被保険者でなくなることを希望する旨の申出をされた場合に、当組合がその申出を受理した日の属する月の翌月1日に、任意継続被保険者の資格を喪失することとなります。

※ 現在の資格を喪失する要件（健康保険法第38条により）

- ① 保険料が納付期限までに納付されなかった場合
- ② 任意継続被保険者になった日から2年を経過した場合
- ③ 後期高齢者医療制度の被保険者（75歳の誕生日）になった場合
- ④ 75歳未満だが認定を受けて後期高齢者医療制度に加入した場合
- ⑤ 再就職し、新たに健康保険又は船員保険の被保険者になった場合
- ⑥ 被保険者（本人）が死亡した場合